



## 国民年金保険料の納付免除・納付猶予の申請を受け付けます

日本年金機構0798-33-2944 / 医療保険課☎552-7103



令和6年度の国民年金保険料の「納付免除」「納付猶予」申請を7月1日(月)から受け付けます。希望される方は、上記または各支所で申請手続きをしてください。

免除などの承認期間は、7月分から翌年6月分までで、申請は毎年必要です。※継続審査の対象者は、申請不要。

### Q.どんな時に免除申請をするの？

A.前年の所得(収入)が少なかったり、失業したことなどにより年金保険料を納めるのが困難なとき

### 免除の区分

全額・一部免除  
納付猶予

### 対象者

国民年金1号加入者  
50歳未満の方

※学生は在学期間中の保険料納付が後払いできる学生納付特例制度が利用できます。

### ●審査の対象となる所得基準

被保険者本人のほか、配偶者や世帯主の所得が所得基準の範囲内であること(納付猶予は本人および配偶者の所得)

※基準となる所得については、免除の区分により異なります。また、所得基準を超えていても、災害・失業などの理由によって免除される場合があります。詳しくは、上記にお問い合わせください。

### ●申請に必要なもの

基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書など)

※退職された方は、雇用保険受給資格者証または離職票など。

### ●申請ができる対象期間

申請時点の2年1カ月前の月分まで免除を申請することができるので、過去分の国民年金保険料についても申請できます。免除を受けずに保険料が未納のままだと、障害年金を受け取れない場合もありますのでお早めにご相談ください。

### ●追納制度

免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、将来の年金額を増やすことができます。

**追納できる期間** 追納を承認された月から10年以内

### Q.免除された期間の年金額はどうかの？

A.【全額・一部免除】=全額納付した場合に比べて将来受け取る年金額が少なくなります

【納付猶予】=将来受け取る年金額には反映されません

## 補助金

### 集落農業守り隊応援事業補助金2次要望調査

農都政策課☎552-1114

市では、集落の農業・農地を未来へつなぐため、市内で頑張る農家グループ(3戸以上)の農業機械導入を支援します。

#### 支援対象機械

水稲用…田植機、トラクター、コンバイン  
黒大豆用…畝立て整型機、脱粒機、乾燥機、脱莢機、中耕培土用トラクター

#### 補助額

水稲用…購入費の25%以内  
【上限】新品=50万円、中古=20万円

黒大豆用…購入費の25%以内  
【上限】新品=30万円、中古=20万円

※中耕培土用トラクターのみ例外あり。

**申込期限** 9月30日(月) ※予算がなくなり次第終了。

**申し込み方法** 申込書(市ホームページ掲載)を上記へ提出



### 市民活動助成金2次募集

丹波篠山市民プラザ☎552-0001

テーマ型組織(ボランティア団体、事業者団体、NPO法人など)が地域課題の解決に向けて取り組む活動に対し、助成します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

#### 対象

丹波篠山市民プラザに会員登録しているテーマ型組織

**申込期限** 7月12日(金)

#### 申し込み方法

所定の申込書(市ホームページ掲載)を丹波篠山市民プラザへ提出



## 調整給付金支給のご案内

臨時特別給付金室☎556-8086

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方を対象に、本人および同一生計配偶者、または扶養親族1人につき、4万円(所得税から3万円+個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が自動的に行われます。

その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、「調整給付金」**が支給されます。

### ■調整給付額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族等}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{R6年分推計} \\ \text{所得税額(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付額①} \\ \hline \end{array}$$

①<0の場合は0

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族等}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{R6年度個人住民税} \\ \text{所得割額(減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付額②} \\ \hline \end{array}$$

②<0の場合は0

**調整給付額 = ① + ② (1万円単位で「切り上げて」算出)**

**【例1】**一人暮らしで所得税1万円、住民税所得割2万円(減税前)の方の場合  
⇒①【3万円×1人】-【所得税1万円】=2万円  
②【1万円×1人】-【住民税所得割2万円】=0円  
調整給付額…2万円+0円=2万円

**【例2】**配偶者と子2人を扶養している方で所得税3万円、住民税所得割2万円(減税前)の方の場合  
⇒①【3万円×4人】-【所得税3万円】=9万円  
②【1万円×4人】-【住民税所得割2万円】=2万円  
調整給付額…9万円+2万円=11万円

☆調整給付金の支給対象者の方には、8月初旬を目途に案内文書をお送りする予定です。また、専用のコールセンターも設置予定ですので、今しばらくお待ちください。

## 令和6年度丹波篠山市善行者表彰式

長寿福祉課☎552-5346

6月1日、日ごろからの自主的なボランティア活動など善行をされた方を表彰する「令和6年度丹波篠山市善行者表彰式」を丹波篠山市民センターで行いました。受賞された方々は次のとおりです(敬称略)。



よねくらのりあき  
米倉憲昭(菅)

長年にわたる地域内道路や公園の清掃を行う環境美化活動

よねくさくさ  
米倉智子(菅)

なかなんあきのり  
中南章典(井ノ上)

長年にわたる児童の通学に付き添っての交通指導および声かけ活動

ごとうあきこ  
後藤昭(宮ノ前)

ごとうあきこ  
後藤智津子(宮ノ前)

長年にわたる児童の通学時における交通指導および声かけ活動

まつもとあきこ  
松本嘉久男(井ノ上)

側溝に転落し動けなくなっていた高齢者の救助

ヤクブ スレマナ  
YAKUBU SULEMANA(今谷)

側溝に転落し動けなくなっていた高齢者の救助

## 予防接種はお済みですか？

健康課 ☎594-1117

### 子宮頸がん(HPV)予防ワクチンのキャッチアップ接種について

平成25年度から令和3年度まで積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和4年度から積極的な勧奨が再開し、現在は通常どおり接種できます。

この間に予防接種を受ける機会を逃した方はキャッチアップ接種として、令和7年3月31日まで無料で、合計3回の定期接種のうち不足している回

数分を受けられます。

接種を希望される方で、予診票をお持ちでない方は、上記担当課までご連絡ください。

**対象** 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性で、HPVワクチン接種を合計3回受けていない方

### 日本脳炎の予防接種について

平成17年度から21年度まで積極的な勧奨を差し控えていましたが、新たなワクチンが開発され、現在は通常どおり接種できます。

この間に日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃した方は特例措置として、20歳未満は無料で、4回の定期接種のうち不足している回数分を受けられます。

接種を希望される方で、予診票をお持ちでない方は、上記担当課までご連絡ください。

**対象** 平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方(今年度は、平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で第2期末接種者へ予診票を送付済み)

## あいさつ運動啓発標語を募集

人権推進課 ☎552-6926、FAX 554-2332、メール [jinken\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp)

あいさつの大切さを改めて認識するとともに、「あいさつ運動」の推進を通じてあいさつの大切さを啓発する標語の募集を行います。

### 募集作品(1人1点まで)

日常生活でのあいさつ運動を推進、啓発する標語(おおむね20字以内で未発表の作品)

### 対象者

市内在住、在勤または在学の方

**申込期限** 8月30日(金)

### 申し込み方法

作品、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、上記担当課へ持参、郵送、FAX、メール、またはオンライン ※申込書は市ホームページ掲載。

### その他

優秀作品に選ばれた方には、表彰状と記念品を贈呈 ※作品の使用にかかる権限は、全て市に帰属します。



**広告** 女性のためのマナーセミナー

話題のつみたてNISA、今からNISAで投資信託を買ってみたい始めてはいるけどホントにこれでいいの？ 相続や退職金の運用、教育費が気になる方へも！ お金の学びは人生の選択肢を広げ自分らしく生きるに繋がるために

【開催日】7/21(日) 【開催日】7/13(土)・18(木)

【会場】丹波篠山市民センター 【会場】三田市商工会館206

2階 催事場① (丹波篠山市黒岡191) (三田市天神1丁目5-3)

【時間】 全日10:00～11:50

【定員】 各10名 (パートナー参加もOK)

【講師】 ファイナンシャルプランナー 田嶋正弘



**田嶋ファイナンシャルオフィス**

Tel. 079-559-0331

www.tashima-financial.com

三田市天神1丁目5-33 三田市商工会館206

**セミナーのお申込み**

●お電話からは…①開催日②お名前③参加人数④年代⑤お電話番号をお伝えください。

●田嶋ファイナンシャルオフィスのHPからは…お問い合わせよりメッセージにマナーセミナーと入力して、上記①②③④⑤を明記の上お申し込みください。後ほどご連絡いたします。

●金融機関の方や情報収集など、本セミナー目的以外のご参加はお断りいたします。

**受付時間** 平日(月～金) 9:00～17:00 (HPからお申込み)

※セミナー会場での金融商品の説明や勧誘行為は一切ありません。ご希望の方には講師による個別無料相談も承ります。

## 後期高齢者医療被保険者証と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

医療保険課 ☎552-7103

●8月1日から新しい被保険者証を使用してください

●限度額認定証と減額認定証が更新されます

後期高齢者医療被保険者証

更新時期 毎年 8月1日

窓口での一部負担金の割合は、令和6年度の住民税課税所得額と令和5年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

各認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる方には、被保険者証と一緒に送付します。各認定証に該当し、交付を希望される方は申請してください。

・限度額認定証＝医療機関などの窓口で提示、またはオンライン資格確認を導入している医療機関の窓口で限度額適用区分の確認に同意することで、医療機関ごとに1カ月の自己負担額が限度額までとなる

・減額認定証＝医療機関の窓口での自己負担を一定金額に抑えられることに加えて、入院時の食事代も減額される

※マイナンバー法等の一部改正法により、12月2日以降は、現行の被保険者証および各認定証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。マイナ保険証をお持ちでない方へは、「資格確認書」の交付が予定されています。

### 〈後期高齢者医療保険料のお支払いについて〉

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。令和6年度は保険料率に改定があります。

また、令和5年中の所得に応じて令和6年度の保険料の均等割額が軽減されます。後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は所得割額がかからず、被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減されます。

### ■保険料の納め方

①特別徴収 年金から天引きされる納付方法。口座振替によるお支払いに変更することができます(申請が必要)。

②普通徴収 口座振替や納付書での納付方法。7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。

※対象者＝年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の1/2を超える方。

## 介護保険係からのお知らせ

長寿福祉課 ☎552-6928

### 「介護保険料額決定通知書」を送付します

7月中旬送付 「令和6年度の年間保険料額」「これからの納付方法」をお知らせします

保険料は、基本は年金からの天引き(特別徴収)を行います。65歳になられた年度や、特別徴収ができない場合は、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となります。それぞれ月末が納期ですので、期日内納付にご協力をお願いします。

### 介護保険施設を利用されている皆さまへ

介護保険施設入所や短期入所を利用するときの食費・部屋代については、原則本人負担ですが、一定要件を満たす低所得者の方に対して負担軽減を行っています。この制度の利用には「介護保険負担限度額認定」の申請が必要です。

### ●「介護保険負担限度額認定」更新の方

現在交付している「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月末日です。6月中旬に更新の案内を送付しています。8月以降も引き続き必要な方は、内容をご確認のうえ、申請してください。

### ●新たに「介護保険負担限度額認定」を申請される方

要件の判定のために必要書類などがありますので、事前にお問い合わせください。